

岩倉市ホームページ広告掲載契約書

平成29年3月1日

住所
岩倉市ホームページ管理者
代表者 ⑩

住所
広告主
氏名 ⑩
(法人の場合は、名称及び代表者氏名)

ホームページ管理者岩倉市(以下「管理者」という。)と (以下「広告主」という。)とは、下記の広告掲載について別紙の約款により契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約を証するため契約書2通を作成し、当事者記名押印の上各自1通を保有する。

記

1. 広告掲載期間 平成 年 月 日から平成 年 月 日まで

2. 広告料 金30,000円(消費税及び地方消費税相当額を含む。)

約款

(趣旨)

第1条 この契約は、岩倉市が作成するホームページ（以下「市ホームページ」という。）への広告掲載について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この契約において「広告」とは、掲載の決定を受けた者の指定するホームページにリンクする文字又は画像で表示された情報（URLを含む。）をいう。

(広告の掲載位置)

第3条 広告の掲載位置は、市ホームページのトップページで管理者が指定した位置とする。

(広告の規格)

第4条 広告の規格（1枠）は、次のとおりとする。

- (1) 縦60ピクセル
- (2) 横192ピクセル
- (3) 20キロバイト以内
- (4) GIF（アニメーション不可）又はJPEG形式

(禁止する表現)

第5条 広告の作成については、閲覧者の意思に反した動きをしたり、閲覧者に誤解を与えたりするおそれがある次の表現を使用しない。

- (1) 「閉じる」「いいえ」「キャンセル」などのボタン
- (2) アラートマーク（「注意」「警告」などの警告をあらわすもの。）
- (3) ラジオボタン（選択できるようなもの。）
- (4) テキストボックス（入力できるように見えるもの。）
- (5) プルダウンメニュー（下に選択肢があるように見えるもの。）

(市ホームページとの区別)

第6条 広告の作成については、閲覧者が市ホームページのコンテンツの一部であるかのように混同するおそれがある表現又は市の事業であると錯誤するおそれのある表現を使用しない。

(色調)

第7条 広告の作成については、文字色と背景色のコントラスト（明度差）は十分に取り、また、背景に模様のある画像又は写真などを使用する場合は文字の周りを縁取るなどして、文字を読みやすくするように配慮しなければならない。

(解像度)

第8条 広告の作成については、文字又はイラストレーション等の解像度については適正な処理を行い、鮮明に見えるようにしなければならない。

(広告の掲載期間)

第9条 管理者は、広告を広告掲載開始日の午後5時までに掲載し、広告掲載終了日の午後5時までに削除するものとする。

(広告掲載料の還付等)

第10条 広告主の責めに帰すことのできない理由により、広告掲載ができなくなったときは、

次に掲げる方法により広告掲載料を還付する。

- (1) 広告掲載ができなかった期間の算出は、1日単位とする（1日に満たない時間を除く。）。
- (2) 還付金額は、前号の日数を契約した広告掲載期間の日数で除し、納入金額を乗じて得た額（1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額）とする。
- (3) 前号の還付金には、利子を付さない。

2 前項の規定は、次に掲げる事項には適用しないものとする。

- (1) 機器等の保守又は工事を行うとき。
- (2) 天災地変その他の非常事態が発生したとき。
- (3) その他公益上やむを得ないとき。

（広告原稿の作成及び提出）

第11条 広告主は、広告原稿を電子データにより管理者に提出するものとする。

（広告内容の変更等）

第12条 広告主は、広告内容の変更を行うときは、変更しようとする日から起算して14日前までに、申し出るものとする。

2 管理者は、リンク先のホームページの内容等が各種法令に違反している、若しくはそのおそれがある、又は管理者が定める広告掲載の基準から逸脱していると認める場合は、広告主に対し、当該ホームページの内容等の変更を求めることができる。

（広告掲載の取下げ）

第13条 広告主は、自己都合により広告掲載を取り下げようとするときは、取り下げようとする日の7日前までに、管理者に申し出るものとする。

（広告掲載の取消し）

第14条 管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、広告掲載を取り消すことができる。

- (1) 広告主が第12条第2項のホームページ内容等の変更の求めに従わないとき。
- (2) 管理者が指定する期日までに広告掲載料が納入されないとき。
- (3) 管理者が指定する期日までに広告原稿が納入されないとき。
- (4) 広告案と広告原稿が著しく相違するとき。
- (5) 公益上の理由により、市が広告媒体の全部又は一部を使用する必要が生じ、広告を掲載することができなくなったとき。

2 広告が次の各号のいずれかに該当していることが判明したときは、管理者は広告掲載を取り消すことができる。

- (1) 市としての公共性若しくは中立性又はその品位を損なうおそれのあるもの
- (2) 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの
- (3) 政治性のあるもの又は選挙に関するもの
- (4) 宗教性のあるもの又は思想的なもの
- (5) 事業者等の意見広告又は個人の名刺広告
- (6) 青少年の保護又は健全育成に反するもの
- (7) 消費者保護の観点からふさわしくないもの
- (8) 公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの

- (9) 前各号に掲げるもののほか、掲載する広告として適当でないと市長が認めるもの
- (10) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に掲げる営業又はこれに類似する業種に関するもの
- (11) 貸金業法（昭和58年法律第32号）第2条に規定する貸金業に関するもの
- (12) たばこに関するもの
- (13) ギャンブルに関するもの
- (14) 商品先物取引に関するもの
- (15) 法律の定めのない医療類似行為に関するもの
- (16) 興信所、探偵事務所等に関するもの
- (17) 債権取立て、示談引受け等に関するもの
- (18) 民事再生法（平成11年法律第225号）及び会社更生法（平成14年法律第154号）による再生又は更正手続中の法人に関するもの
- (19) 暴力団又は暴力団員等と関係がある事業者等に関するもの
- (20) 行政機関からの行政指導を受け、改善がなされていない事業者等に関するもの
- (21) 市区町村民税を滞納している事業者等に関するもの
- (22) 社会問題を起こしている事業者等に関するもの
- (23) 前各号に掲げるもののほか、広告掲載をすることが適当でないと市長が認める事業者等に関するもの
(権利義務の譲渡の禁止)

第15条 広告主は、この契約から生ずる一切の権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。

(損害賠償)

第16条 広告主は、広告内容その他広告掲載に関するすべての事項について、一切の責任を負うものとし、第三者の権利の侵害又は財産権の不適正な処理、第三者に不利益を与える行為その他の不正行為又は不法行為を行ってはならない。

2 広告主は、広告掲載により、管理者又は第三者に損害を与えた場合は、その損害を賠償しなければならない。

(契約の費用)

第18条 この契約の締結に要する費用は、広告主の負担とする。

(管轄裁判所)

第19条 この契約から生ずる一切の法律関係に基づく訴えについては、管理者の所在地を管轄する裁判所をもって管轄裁判所とする。

(疑義等の決定)

策20条 この契約に定めのない事項又はこの契約に関して疑義が生じたときは、管理者広告主協議の上、これを定めるものとする。